

第1章 基本的な考え方

1. 小国町地域創生総合戦略の策定について

国では、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題ととらえています。そのため、まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第136号。以下「法」という。)を制定し、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、さらには地域における魅力ある多様な就業の機会の創出することの一体的な推進を図ることとしています。このような認識の下、法に基づいて国は平成 26 年 12 月 27 日に、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「国の長期ビジョン」という。)及び今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「国の総合戦略」という。)を閣議決定し、まち・ひと・しごと創生に総合的に取り組むこととしています。国の総合戦略では、①地方における安定した雇用を創出する ②地方への新しい人の流れを創る③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④時代にあった地域を創り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する という4つの基本目標を掲げるとともに、その実現のための政策パッケージを定めています。

一方、まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となって推進する必要があることから、各地方公共団体においても国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案し、当該地方公共団体における地方人口ビジョンと「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」・「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「地方版総合戦略」という。)を策定することが求められています。

こうした国の動きに呼応し、本町におけるまち・ひと・しごと創生の取り組みを推進するため、本町の人口の現状と将来の展望を示したうえで、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「小国町地域創生総合戦略」(以下「小国町総合戦略」という。)を策定することとしたものです。

2. 国の総合戦略との関係

国の総合戦略で示された、まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則及び4つの基本目標を踏まえた施策の整理を進めることを根底に置きつつ、人口減少や過疎化の進行に対抗し、豊富な地域資源を有効に活用しながら、最も効果的な施策に集中することとなる、まち・ひと・しごと創生の展開が重要であるという基本的な考え方に基づいて、小国町総合戦略の推進を図ることとします。

【参考】国の総合戦略における政策5原則と4つの基本目標

○「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

①自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

②将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

③地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な手法ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実情分析や将来予測を行い、地方版総合戦略を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実情や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならない、また必要に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

④直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

⑤結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善を行う。

○4つの「基本目標」

①地方における安定した雇用を創出する

②地方への新しい人の流れを創る

③若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える

④時代に合った地域を創り、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する

3. 第4次小国町総合計画との関係

小国町では、「人と自然が織りなす やさしい暮らしがあるまち “白い森の国”おぐに」を将来像とする、第4次小国町総合計画基本構想(平成20年度策定。計画期間:平成21年度～平成30年度。以下「基本構想」という。)及び後期基本計画(平成25年度策定。計画期間:平成26年度～平成30年度。以下「基本計画」という。)に基づいて、総合的、計画的にまちづくりを進めています。基本構想、基本計画に掲げたまちづくりの基本目標、施策の大綱、施策展開の方向は、国の総合戦略の基本的な考え方と重なることから、小国町総合戦略においても、基本構想及び基本計画で示したまちづくりの考え方を基盤とし、人口減少克服とあわせ将来像や基本目標を実現するための取り組みの展開を目指します。